

平成 25 年度第 1 回吹田市人権施策審議会会議録

1 日 時 平成 25 年 11 月 28 日（木） 午前 10 時 00 分～午前 12 時 00 分

2 場 所 低層棟 3 階研修室

3 出席者

〈審議会委員〉（五十音順）

阿久澤委員 金戸委員 田中委員 出口委員 藤原俊委員 藤原修委員
古本委員 三浦委員 村田委員 的場委員 山本委員

〈欠席委員〉

青山委員

〈事務局職員〉

木野内 幸広（人権文化部長） 原山 葉子（人権文化部次長） 横山 尚明（人権文化部
人権平和室長） 早瀬 健次郎（人権文化部人権平和室参事） 小島 昌代（人権文化部人
権平和室主任）

4 傍聴者 なし

5 会議概要

- 1) 委嘱状交付
山中副市長から委嘱状が交付された。
- 2) 副市長挨拶
- 3) 委員紹介
- 4) 会長・副会長選任
山本委員が会長、的場委員が副会長に選出された
- 5) 審議会への諮問
- 6) 吹田市人権施策基本方針および吹田市人権施策推進計画の策定について

【質疑及び意見等】

会長：本審議会はただいま諮問を受けました。諮問の内容は二つあります。一つ目は吹田市人権施策基本方針の見直しということで、これは資料にありますように平成 18 年に策定された基本方針というものがあります。これを策定するにあたりましては、今回同様審議会が開催された経過があります。そのような中、前回策定されて以降、かなり年月が経っていることから、今回見直しを行うという点。二つ目には、さらにその新しい方針を踏まえて、基本計画

を策定するにあたって、どういう計画を策定すればいいのかを審議会で議論をして答申をするというものです。

次にスケジュールについてですが、これは次回以降に会議の中で検討していきたいと思いますが、事務局が現在想定している「吹田市人権施策基本方針見直し及び吹田市人権施策推進計画スケジュール案」があり、あくまでも案ではありますが、平成 25 年度からタイムテーブルが記載されており、11 月の第 1 回における諮問。次回が 2 月。平成 26 年度に入りまして 5 月、8 月、11 月と、ある程度の日程が出されています。この内容で予算措置等をされていることだと思います。

備考として、5 月の段階で「吹田市人権施策基本方針の策定」ということ、また、平成 27 年度の 8 回目の審議会におきまして、「吹田市人権施策推進計画案の策定」という目途を立てられています。

基本的にはこういう流れでいけたらいいとは思いますが、事務局に確認したいのは、ここには方針案と書かれていますが、実際の作業として、「方針案の文言まで策定する」のか、「方針策定に対しての意見」なのか、これは基本計画策定についても同様ですが、いかがでしょうか。

事務局：事務局といたしましては、方針案ですので、細かな文言までとは考えておりませんが、この審議会の中で、そこまでしていただけるということであればお願いしたいとは思いますが、実際には皆様方の時間の都合もございますので、事務局の方で「基本方針案」を策定したいと思っています。

会長：わかりました。審議会におきましては、大枠について「このような基本方針にして欲しい」「こういう推進計画にして欲しい」という意見を出して、基本方針や推進計画については当然行政主体で行うという理解でよろしいでしょうか。

事務局：お願いいたします。

会長：現在の基本方針というものを、委員の皆様には少しお読みいただき、また、少しボリュームがありますが、前回の審議会の答申につきましても参考にいただき、前回どのような議論がなされ、その結果どのような方針が策定されたかという経過も確認していただいた方がいいのかと思います。

といいますのが、私達審議会で答申を出したものと、どこまで基本方針なり推進計画なりにそれが反映されるのかとは、また別の問題になります。

そのへんについて、前回についてはどうだったのかということも、どこかで確認できたらいいと思っています。

それと、今後の議事については、この基本方針について、皆さまのご意見を伺うということになると思います。それが一つと、恐らく推進計画についての方が時間がかかるのではないか、ただこれにはいろんな考え方があって、議事進行しながら、皆さまの意見を聞きなが

ら、スケジュール等についても柔軟に調整していくことが必要に応じてあると思いますが、推進計画の方がより具体的な内容になりますので、より具体的に踏み込んだ答申を作っていく必要があるのではないかと考えています。

それにつきましては、前回も行われていたそうですが、いろんなところから聞き取りをするとか、私たちの中で吹田市における人権課題についての共通理解を深めていく必要があるかと思っていますので、そのあたりについても副会長や事務局とも相談しながら、皆さまのご意見を聞きながら進めていきたいと考えています。

そこでやはり現状がどうなのかという現状認識については、これについては大変重要なことですので、スケジュールの調整も含めて進めたいと思います。

あと、場合によっては、各課題について作業部会なんかも作っていただいて、少し全体で議論するよりも個別の部会やワーキンググループなどを作り、その議論を全体に持ち寄るなどの方法も当然考えられることかと思っています。

私自身もまだ具体的なイメージ等はできていない部分もありますが、この間いくつかの自治体や大阪府などのお手伝いもさせていただきましたので、課題が生まれているところからの聞き取りについては必要かと思っていますので、具体的にはまだですけれども、スケジュールの中に組み込んでいけたらいいと思っています。

従いまして、このスケジュール案にあります審議日程にプラスアルファして、皆様方にご苦労いただくということがあるかもしれないということを私としては考えているところですので、少しお含みいただけたらと思います。

次に、どのようなことを考えていけばいいのかということですが、次回に皆様方に基本方針をお読みいただいて、現在の委員ご自身のいろんな立場でお考えいただいていることと重ねあわせながら、少しご意見をいただけたらと思っております。

ただ、私の方から少しだけお話をさせていただきますと、現行の基本方針は行政が施策を遂行するための基本方針ですので、具体的なことまでは書かれていません。今回は計画の方で私たちが議論したことを盛り込んでいただいて展開していくということになります。

現行の基本方針について、現在における問題点や課題などを踏まえながら、見直しについて煮詰めていけたらと思いますが、私が一番気になる部分として、現行の基本方針の中で4ページの3の基本方向というところで、基本理念の元で人権の視点に立って、施策の総合的な推進を図りますと書いてあります。その総合的な施策ということで、ここに書いてあるのは、まず（１）人権教育・啓発の推進、（２）相談支援の強化、（３）情報提供の充実ということが書いてあり、4として取り組むべき主要な課題ということで、（１）男女共同参画、（２）子ども、（３）高齢者、（４）障害者、（５）同和問題、（６）外国人、（７）その他の人権課題、そして5の推進にあたってということで（１）推進体制となっています。

これらの状況に合わせて、項目として付け加えることがないかどうか、最近の状況に鑑みて文言修正や文言の書き換えをするなど、そういう話をさせていただいたらありがたいと思いますが、ひとつだけ気になるところは、（４）取り組むべき主要な課題ということで、一応展開はされているのですが、基本方向の中で出ている施策の総合的な推進という中で、（１）人権教育・啓発の推進、（２）相談支援の強化、（３）情報提供の充実ということが書いてあ

るのですが、これは大変大事なことです、施策ですから、吹田市には総合計画があります。その総合計画との関連でどうなのかとか、これは計画レベルでの文言として当然考えられるのですが、施策というのは当然この3つではないということが気になります。

これは行政の行うことというのは、やはり人権行政です。行政のそもそもの本旨というか、市民の人権を保障していくということは行政の仕事であって、それは行政全体に関わる話であるということが、私個人としては重要なことであると考えています。これについて委員の皆様方にはそれぞれ意見があると思いますが、私はこの間自治体における同様の作業に関わってくる中で、そういう視点は必要と考えています。

憲法に規定されていることに則って行政が行われるわけですが、基本的人権の尊重というのは憲法の大きな規定であり、それに基づいて行政が行われるいうことでありますので、施策については「教育・啓発」、「相談支援の強化」、「情報提供の充実」ということだけではないだろうという点は、少し議論をしていただけたらと思っています。もちろん、4の部分で個別の具体的な課題の展開がなされているわけですが、ボタンのかけ方としては、行政全体の中でどういう施策があるのだろうということは必要なかと思っています。

それと今回は計画も策定しますが、現状の中では進行管理について書かれていません。何年たてば見直すということもあるでしょうし、現実にはどの程度行政の中で実現されているのかということなどについて、評価していくということが審議会の中で必要なのではないかとということも議論の一つとしてあり得るのではないかと感じています。

そういう意味では、単に基本方針を見直し、計画を作るということだけでなしに、そういう進行管理についてどのように考えればいいのか議論をしていただくこと、それから、庁内の推進体制についても、どこかでお話ができればいいと思いますが、それがうまく機能しているのかどうか。もし機能していないとすれば、なぜそういう状況なのかということなども議論になるのかと感じています。

あとは個別の課題について、委員の皆様のそれぞれのフィールドにおいて考えてこられたこと、実践されてこられたことを踏まえながら、ご意見をいただきたいと考えています。

やはり、行政が市民との関係や協働の仕方などについても、今後皆様とお話していきたいと思っていますので、今後のプロセスの中では是非皆様方のご意見を積極的によろしくお願いいたします。

委員：基本方針の策定は心配していなくて、計画の状況に重点を置いておられるように感じますが、基本計画については、自治体によって書き方が非常に違って、施策のリストを作っているような自治体もありますし、そうすると私達でなく、自治体の職員のみなさんが主体になって書いていく。むしろ基本方針がかなり長い自治体の方が多いように感じるのですが、後ろの資料には国の分がついていて、国は人権啓発推進法があって、法に基づいて基本計画があるので、基本的には自治体の方針にあたるものが基本計画の内容になっているので、どう書き分ければいいのか。指針や内容がどのようになっていくのかイメージできない部分があります。

会長：それは私も現在のところきちんとイメージしているわけではないのですが、みなさんのご意見をいただきながら、吹田の現状に合った基本計画がいるのかと思うのですが、むしろ基本計画については、個別のいろんな状況も踏まえて、書き込んでいく必要があるのかと思っているのですが、それが施策のリストを作るということなのか、もう少し具体的に踏み込んだ内容にするのか。A委員のイメージはどうでしょう。

委員：私も今はイメージできていないのですが、これだと基本計画と方針が同じになるので、これくらい詳しく基本方針を作るのであれば、推進計画と、どこをどう書き分けていくのか、方針と計画が何が違うのかと感じました。

会長：そうですね。私が今考えているのは、方針というのは基本的な理念ということで、従来の方針を無視して全く一から基本方針を作り直すというわけにはいかないと思いますので、従来のものにプラスアルファしながら書き込んでいく。そうしますと、理念的な部分というか、基本方針の部分については、骨太だけでも柱になるというイメージで、個別の具体的に推進していくものについては、細部にわたったものになっていくだろうと思っています。

もちろん自治体によって様々なやり方があると思いますが、私たちは今ある基本方針を踏まえながらやるということで、これを全部新しく書く方法もちろんありますし、もっと詳しいものを作るという方法もあるかもしれませんが、現状としてはこれを踏まえていこうと考えています。

委員：最初に理念を書き込んで、その後ろに具体的な中身を書き込んでいくということですか。

会長：はいそうです。

委員：方法論に踏み込んでしまいますと、いたずらに時間を費やしてしまうと思います。私たちは見直しということで集められていますので、見直しという中で、これまで今ある方針の中でやってこられたこと、成果、検証ということについて、実はあまりわからない部分なのですが、この中で話をしていく上で、中を見せていただいて、「～が必要であるという文言」がたくさん出てきますが、必要であると書かれたものについて、現在、それがどのようになされたのか、その検証についてはあまりわからないと思います。

それをわからずに、また新たなものを作っていく、ある意味計画ができればいいのかというような心配があります。

会長：それについては、本来これまでずっと検証してこなければならなかったわけです。

毎年であるとか、2年に1回であるとか。本来は、それを踏まえて私たちはやるんです。そこは、皆様方から意見を出していただいて、事務局の方にまとめてもらうということになるのだと思います。それがなかったら、机上の空論のようなものになってしまいますから。

委員：今、皆様方が話されているのは、やはり具体的な部分で、どう展開されて、どう現状認識されているのか。それもなく文言だけさわるというのが、やはりいかがなものかと思います。

ここに書かれている検討するであるとか、まだ不十分であるなど、いろんな状況がある中で、到達度などがわからないと、基本原理や基本理念など、社会情勢の変化の部分を含めても、取り組みの変化も含めて、私たちがどう審議すればいいのかわからないので、そういった部分を重点的に展開していただきたいと思います。

会長：そういうことだと、基本方針の作業の日程を長くとってもいいのかもしれないですね。そのあたりは、柔軟にやっていこうと思います。

今示されているのは、事務局の案ですので、あくまでも私たちの議論の流れが大事だと思います。逆に言うと、基本方針の部分をきちんと議論してというのは、当然あることだと思います。

委員：会長が受けてもらう必要はないと思います。方針の中でも書かれているんですけども、行政側と市民側が協働するということが基本的にあるわけで、ここに至るまでの経過も資料として提示されていないという行政の体質にも問題があると思います。特に基本方針の中で、庁内体制と推進体制というものが書かれています。ここが一番大きなネックになっているんです。これは、私達市民側にも責任のある問題です。やはり、この中でどういう課題があったのか、それをきちんとあからさまに出してもらって、では市民側は何ができるのかということが審議会だと思います。この資料は正直、無責任な資料なんです。これを是非きちんと整理していただきたいと思います。これだけ分厚い資料でなくてもいいと思います。先ほど、会長もおっしゃいましたが、それぞれ別の課題があって、課題別の審議も大事なんですけれども、本当に大事なのは基本理念であって、世界人権宣言に返って議論しないとイケないと思います。そのあたりを共通認識として持っておく必要があるのではないかと感じます。

会長：ありがとうございます。今、様々な意見をいただきましたので、反映させながら、資料の整理も含めながら、今後の進め方などにつきましては精査しながら行いたいと思います。

また、今おっしゃったように推進体制については、市民との関わりが大きく出るところですので、念頭に置きたいと思います。

評価ということが、現在ある方針には書かれていないので、そこがちゃんとやれているかどうかという問題もあるかもしれない。基本的に、今の課題はどうかとか、特に庁内体制も含めて、これは資料として出していただかないと議論ができない。それに加えて、皆様方それぞれの立場から意見をいただくという流れがいいのかと思います。

ここで、私達今日が初めてですので、皆様がどういうフィールドで活躍されているのかなど、紹介をしていただければと思います。

【各委員自己紹介】

会長：ありがとうございました。

皆様方のお話をお聞きしていると、手直しというか、見直しということですが、基本方針についてきちんと議論をしていかなければならないと改めて意識したところです。

そこで、まだ少し時間がありますので、評価などについて、事務局も含めて委員からもご質問等があればご意見をいただければと思います。

特に推進体制については、わかりにくい議論で恐縮なんですけれども、どの自治体のこういった審議会について、最後に議論になるのは推進体制でありまして、非常に大事なことで、その仕掛けや仕組みをどういったものにするのか、大変大きなポイントだと思います。

そういったことも含めて、もう少しご意見がありましたらお願いします。

委員：会長がおっしゃったように、審議の方向性のためには、これまでの経過を出していただいたほうがいいのかと思います。

委員：要は、市民と行政が本当に一体化するという展望を持っておられるのか、非常に失礼な言い方ですが、率直なところ、その点はどのようなのでしょうか。推進体制というのは絶対に不可欠なものだと思うのですが、よく言われます「人権行政は総合行政」だという言葉で言われるわけですが、例えば私が今抱えている問題で小学校４年生の問題があります。これは、多動性のある児童で、支援教室の方がいいのではないかというようなことも学校でも悩んでいるんです。母親も、病気というか病名をつけたがるんです。月に１回、私も同行して母親と病院に診察に行っています。

これを外から見ていると、お母さんと子どもの家庭内の問題に見えるんです。しかし、行政の中には、子育て支援室や教育政策室という立派な組織がありながら関わっていただけない。関わってもらえないので、仕方ないとは思いますが、では私たちが投げつけてもいいのかということなんです。

昭和４０年に出了されました国の同和対策審議会の答申の中で、部落問題を解決するのは国と行政の責任かつ国民的課題と言われていることが一番大きく心に響いているのですが、そういった問題も含めて、行政の中に本当に市民と手を携えようという部分があるのかどうか、そのあたりのことを基本においたことについて意見を聞きたいと思います。

会長：これは行政に今すぐ答えてもらおうというよりも、まず委員の方々から、その辺りをどうお感じになっているかということ、むしろ出していただいた方がいいのかと思うのですが、いかがでしょうか。

委員：それは行政の中で窓口がいろいろあってということですか。

会長：はい、市民と一緒にやっていこうというスタンスがうまくできているかどうか。

委員：私は、最初に率直に出しておいていただいた方がいいと思うのです。わかりやすいことで

言うと、事務局も関わっておられたのでわかると思うのですが、他市に在住する、ある女子高生が、義父に暴行されて吹田市に逃げてきた事例です。その子の友人が親と相談をして、私のところに相談に来てくれたんです。その時に、なぜここに相談に来たのかと考えると、やはり学校の教育現場の中で、そういう問題は人権問題なので慎重に扱わないといけないので、まず親と相談しなさいと。それでどこに行ったらいいのかと考えて、なぜ学校の先生に相談しなかったのかというと、夜だったので連絡が取れないし、夜なので電話したらアカンと言われているので、私のところに相談があったのです。

そこで、次の日に吹田市人権部に相談を持っていったのです。まだ、この時点では私は人権部での相談と思っていたのですが、こういう事態の時は横断的にされて、子育て支援の担当からすぐに連絡がありました。

市の子育て支援としては、国の施策ですから、子ども家庭センターに報告をしないといけないわけで、その在住の子ども家庭センターに報告がされました。この報告がなされた時点で、保護者でも何でもなく、行政の執行機関でもない私は誘拐したことになってしまうわけです。このことを市の行政職員の方は理解いただけないわけです。

ですので、事実私のところに相談に来ているのですが、事実関係をつかんで吹田市としてはどのように対応していくかを、相談者の私が持って行っている問題が、私に返らずにその子ども家庭センターに行ってしまう。仕方ないので、その子ども家庭センターに、その子どもを連れて行きました。向こうの保健師さんと相談をしていただいて、そういう事情ですので当然家に帰るのは嫌だと、しかし同居している妹のことは心配だと悩むのです。

これを向こうの子ども家庭センターで判断されていくわけです。これを、行政の方を無責任とは言いませんけれども、確かに職責で言うと、そういう事例を知ったわけなので、子ども家庭センターに報告しないといけないわけですが、しかしながら全ての行政は人権行政でなければならないというのであれば、もっとその子を包み込んでいただいて、その子が持っている悩みなり、苦しみを、相談を受けた吹田市として受け止めてほしい。そういった問題はどうか。

2, 3日して、その子の私はその子の家族と会いました。父親に対して、あなたのやったことは犯罪ですので、弁護士と相談させていただきますと伝えました。

その帰りに吹田市から電話がありました。「両親との話はどうだったでしょうか」という心配する内容でした。正直なところ、そこまで心配ならあなたが行きなさいと言いたいですけれども、私はその時点で自分のしていることが悪い事と思われるかどうかはわからないけれども、明らかに行政と溝があるのです。そういう状態が、人権問題が行政の中で前に進まないんだろうと思うわけです。

せめて、この場ではそういったあからさまな問題も含めて、議論をしていただいたほうがいいと思います。子どもの支援をされている方々も、いろんな課題を抱えていらっしゃると思います。その方がいいと思います。

委員：教職としましても30年あまりやってきましたし、他の委員とも一緒に運動を行ってきました。吹田の中でいうと、在日朝鮮人の方との活動などにも関わってきましたし、人権芸術展

などにも関わらせていただきました。そういう関わりの中で、在日外国人の方々の問題というのは、もう一つの私のテーマとしてあります。

そういう中で、特別措置法が終わったあと、この間の動きの中で、やはりそういった人権課題に対する措置が、子どもの問題もしかり、在日外国人の教育問題もしかり、学校現場でもしかり、やはり軽減というか陰悪というか、学校現場で取り扱いを忌避しているという状況が生まれている。やはり、公立小中学校の教育の中で、人権教育というものをどう考え展開するか、どう実践するか、課題としてはいろんな課題がたくさんあると思います。

学校現場としては、たった一言本当に忙しいという小中学校の現場がある中で、どう行政的に支援していくかと、もっと手厚さがあるんだろうと思うのです。逆に個人の責任、子どもの責任。本当に、その人権課題に対するフォローをする環境整備が愕然と減っている。そういうことについても、やはりここで展開し、現状認識が欲しいと思います。

会長：自己責任、自己責任という形で、関係が冷えてくるということだと思います。一つ課題があると、それはその人だけの課題ではなく、他の人の課題でもあるという、みんなでつながっていかうというふうに広がっていかない。むしろ切れてしまう。なので、地域で頑張っている、自治会でやっても、みんなしんどくなるんですね。しんどいけれど、みんな協力し合って、広がっていかうとはならない。むしろ、私もしんどいのだから、それ以上に言わないでというような、そういう関係がどうしてもできてしまう。そういう状況が広がっているということはあるですね。

委員：他市においても、吹田の場合は人権啓発推進協議会という名称ですけれども、名前は違いますが、同じような団体がたくさんある中で、そういう方々と集まって話をしているときに、ありがたいと思うことが一つあります。それは、三島地域であっても、大阪府内であっても、人権啓発推進協議会の方もおられますけれども、年間であれだけの予算をもらって、なおかつその予算が細かく地域に行きわたって、30 いくつもの地域が各地域で自主的に活動しているというのは、吹田市が誇るべきことであると思っております。

ただ、その中身うんぬんにつきましては、まだ考えなければならない部分はあるのですが、ただ最初は人数も少なかったけれども、だんだん増えてきて現在の状況にあるということは、他市の方々と他市の現状を見ていて、本当にありがたい誇るべきことだと感じています。

なぜかと言いますと、予算一つにしましても、他市では、そんなにありません。そういう意味でも、他市に比べて活発な様々な活動がなされているということは、もちろん予算あつての話になりますが、たくさんの方々が取り組んでいるという結果ですので、これは胸を張りたいと思っています。

当然、行政だけでなく、私達も足りない部分というのはたくさんあると思いますけれども、悪い所ばかり挙げるだけでなく、いい部分も挙げながら、議論していきたいと思っています。

ただ、先ほど、D 委員が言われましたけれども、事務局からの意見については、今日はないのかもしれませんが、いずれかの場面では意見を言われると思っています。

また、そうでないと、私たちが意見を言うばかりになってしまい、私たちがなぜこの場に

いるのかということにもなりますのでお願いします。

会長：私たちは、今日この場で答えてくださいとは言いませんけれども、ただそういう状況であるということを踏まえていただいて、今の吹田市としては行政としてはこのように認識していますということを返していただきたいと思います。

事務局：たくさんご指摘をいただきました。平成 18 年に方針を作ってから、後追いもしていないという現状が続く中で、それではいけないということで、推進本部会議につきましても、今年の 2 月に開催をさせていただく中で、こうした審議会の立ち上げ、それから方針の見直しと、計画というものは、計画があった方がこれまでより具体的に実現していけるということ、それと施策を並べるというだけでなく、例えば皆様方に審議をいただいて、あるものについてはこういうふうにした方がいいであるとか、あるいは計画の中で進めるようにした方がいいであるとか、そういったことをこの場で審議いただきたいと思います。

また、先ほどいただきました成果がなければ検証ができないということにつきましては、次回に前回の方針の平成 18 年から、基本の 7 項目につきましても調査をいたしまして、提供できるようにしていきたいと思っています。

私達もその都度ごとに、庁内推進体制、ネットワーク作りにおいて、提案をさせていただいてはおります。具体的に実施できるものもあれば、少し難しいものもあります。

ただ、職員の人権啓発の意識という点につきましては、人事の職員研修におきましても、テーマをいくつか取り入れながらということと合わせて、あと私どもの方で持っております DVD を使ったものに関しましても、全職員を対象にさせていただいておりますし、引き続き定期的に検証も行っていきたいと思っています。

全体に対する回答にはなっていないこともありますが、経過を簡単にご説明させていただきました。

会長：ありがとうございます。今回は、今事務局よりお話もいただきましたので、それを元に議論を行って、それを基本方針とからめながら、見直す部分について議論を進めていきたいと思います。

それと、今日いろんな意見を出していただきましたが、もう少し他の委員も含めて、ご意見があればご発言いただきたいと思います。

先ほど、B 委員の方からもお話があったように、行政もこうしたことをしているんですというような意見も出していただいていると思います。

確かにいろんな課題がある中で、こういったことがあったときには、こういうことができたというようなことも含めて、ただやはり私たち市民の側がそういう行政と、どういうふうにより要求を出すと、それに対して市民の側もそれに対してどういうふうに取り組むのかと、協働という言葉が盛んに言われています。

本当の意味での協働にする、自治基本条例なんかもあるんですけれども、どうも行政のやることを市民にやってくださいよというニュアンスが、勝手な印象かもしれませんが、少し

私にはするんですが、やはり市民側として行政とどういうふうになうまくやっていくのかということは、皆さんが本当に望んでおられることだと思います。

それも含めて、行政が今までやってきた成果や課題という形でご提示いただけたらと思います。それを元に皆さんの意見をここでまとめさせていただいて、方針の見直しの方向性を示していけたらと思います。

本日は以上で審議会を終わりたいと思います。